**建設技能者の能力評価（レベル判定）申請**

全国建設労働組合総連合

能力評価（レベル判定）申請手続きのワンストップ化を目指して6/16にレベル判定システムが停止され、その後の能力評価申請については全建総連を含む能力評価実施団体が行うこととなっています。

全建総連は建築大工職種の能力評価実施団体として、原則建築大工職種のみの申請受付を行ってまいりますが、当該団体と協議のうえ一部職種についても申請受付を行っています。申請受付方法等は下記の通りです。

【国交省HP 建設技能者の能力評価制度について】  
<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html>

【各職種の能力評価実施団体】  
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001377367.pdf>

**全建総連組合員外の方(７職種で申請可能)**

**1.レベル判定の代行申請を行える対象者**

下記の１～３の要件を全て満たしている方のみ、代行申請依頼が可能です。

1. 下記７職種に対応する職種コードでCCUS技能者登録を行い、技能者IDを取得している方  
   **電気工事、橋梁、建設塗装、左官、圧接、タイル張り、建築大工  
   ※その他の職種についての申請手続きは全建総連ではお受けできません。各評価実施団体のHP等でご確認いただくか直接お問い合わせください。**
2. 該当職種の能力評価基準において、レベル2～4に該当する資格を有し、そのすべてをCCUS技能者情報に資格情報を登録している方。
3. 能力評価基準に定められた就業日数を有している方。就業日数のカウントは下記の通り。  
   『就業日数の起算日※1』から『CCUS技能者情報登録日※2』までの日数+『CCUSに登録された就業履歴日数※3』

※1＝CCUSに登録されている資格等(表彰含む)のうち最も古い資格の取得年月日(表彰日・登録日)。資格等は能力評価基準に該当する資格に限らず、CCUS登録申請書コード表の表6～表12にコード番号がふられている資格等であれば構わない。  
※2＝CCUS技能者情報が登録された日。CCUS技能者情報画面から確認可能。  
※3＝現場でカードリーダーによるカードタッチ等により履歴を蓄積した就業日数。CCUS技能者情報画面から確認可能。

**2.申請に必要な書類**

1. 能力評価申請書 兼 CCUSカード交付申請書（【別添1】参照）
2. CCUS技能者カードの写し(カラー、写真でも可)
3. CCUS技能者情報を帳票出力したもの(CCUSログイン後、技能者情報画面の一番下から出力可能)。資格情報が入り切らない場合は、「350\_変更」→「10\_変更申請」→「保有資格等」の表示を印刷したものも追加で添付すること。（【別添2】参照）
4. レベル判定手数料4000円を指定口座に振り込んだことを証するもの(振込票控、受領証控、振込受付票の写し等)  
   ※振込指定口座は「能力評価制度推進協議会」の下記口座。  
   ※振込名義人の先頭に全建総連の番号を表す「41」を入れて、その後ろに評価を受ける技能者氏名としてください。 **例：41ゼンケン タロウ**

**みずほ銀行　神谷町支店　普通預金　３０３３４８６  
　口座名義：建設技能者能力評価制度推進協議会**

[別添1　能力評価申請書\_兼\_CCUSカード交付申請書.xlsx](file:///C:\Users\tyama\Desktop\別添1　能力評価申請書_兼_CCUSカード交付申請書.xlsx)  
[別添2　技能者情報の帳票および保有資格詳細の出力方法.pdf](file:///C:\Users\tyama\Desktop\別添2　技能者情報の帳票および保有資格詳細の出力方法.pdf)

**3.能力評価（レベル判定）手数料**

4000円(消費税込)

**4.申請書類送付先**

必要書類を、全建総連技術対策部(下記)までメールでお送りください。ファイルは原則PDFデータにして送信ください。

送り先：全建総連技術対策部  
Mail：gijutsu@zenkensoren.org  
※件名に「能力評価申請　書類」と記載すること。